

○奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱（平成21年4月1日告示第47号）

○奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱

平成21年4月1日告示第47号

奄美市在宅酸素療法者助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、社会復帰等の促進を図り、もって当該障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市住民票に記載され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により本市外国人登録原票に登録されている者
- （2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる呼吸器機能障害の程度が1級又は3級であるもの
- （3）在宅で常時（24時間）酸素療法を行っている者
- （4）生計中心者が、市民税非課税である世帯に属する者

（助成額）

第3条 電気料金の助成の額（以下「助成金」という。）は、月額2,000円とする。

（登録の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市在宅酸素療法者助成事業利用登録申請書（別記第1号様式）に身体障害者手帳の写し及び酸素濃縮器の使用を証する書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（登録の決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の可否を決定したときは、奄美市在宅酸素療法者助成事業利用登録可否決定通知書（別記第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 前条第2項の規定による登録承認の決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、奄美市在宅酸素療法者助成事業利用登録事項変更届（別記第3号様式）を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。

- （1）受給者又は受給対象者の氏名、住所等を変更したとき。
- （2）第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- （3）医療機関に2月を超えて入院したとき。
- （4）施設等に入所したとき（通所する場合を除く。）。
- （5）死亡したとき。
- （6）助成金の振込先金融機関を変更したとき。

2 受給者は、毎年世帯の課税証明書等を提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 市長は、受給者が前条第1項第2号から第5号までのいずれかの規定に該当し、受給者に該当しなくなったときは、登録を抹消するとともに助成金の交付を中止するものとする。

（助成期間）

第8条 助成金の交付期間は、第4条の登録申請を行った日の属する月から受給者でなくなった日の属する月までとする。

（助成金の請求）

第9条 受給者は、助成金の支払を受けようとするときは、前期分（4月から9月まで）については9月末日、後期分（10月から3月まで）については3月末日までに奄美市在宅酸素療法者助成事業助成金請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の支払）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金を受けた者があると認めるときは、その者から既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（助成期間の特例）

2 第8条の規定にかかわらず、平成21年5月末日までに登録申請を行った者で、在宅酸素療法開始時期が平成21年4月以前のものものの交付開始月は平成21年4月とする。

別記

第1号様式

（第4条関係）

第2号様式

（第5条関係）

第3号様式

（第6条関係）

第4号様式

（第9条関係）